

中泊町農業委員会会議録

令和7年4月10日

中泊町農業委員会

令和7年中泊町農業委員会4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 16時00分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮		
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹		
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(2人)

委 員	4番	佐々木 清英	12番	工藤 正太
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議案】

議案第 1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2号 中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 3号 「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の認定等について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人

主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、6番瓜田委員、7番三上委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第1号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、7件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第1号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局
古川（幹）

19ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

3月の相続等の届出は8件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
（会長）

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長
（会長）

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

23ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
（会長）

それでは、議案第1号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。それでは報告いたします。去る4月1日、私と工藤委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件、利用権設定が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
（会長）

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

24ページをご覧ください。
受付番号1番は、深郷田字甘木地内の畑1筆、面積は1,432㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜的栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号2番は、宮川字霞地内の田1筆、面積は6,155㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号3番は、中里字宮川地内の田4筆、宮川字霞地内の田1筆、田茂木字若宮の田1筆、面積は12,446㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号4番は、小泊字白倉地内の畑3筆、小泊字中間の畑2筆、面積は929.88㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜的栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

26ページをご覧ください。

受付番号5番は新規の設定で、福浦字浦島地内の田1筆、面積は6,886㎡の賃貸借です。期間は3年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号6番は新規の設定で、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は3,451㎡の賃貸借です。期間は3年で水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり20,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上、受付番号1番から6番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

議長
(会長)

次に、議案第2号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川（安）

30ページをご覧ください。

議案第2号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和7年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

（農地中間管理事業の利用権設定）

次に32ページから33ページをご覧ください。

今月の利用権設定（案）は、受付番号1番から4番までの4件です。内訳は新規が4件となっております。

受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤の農地2筆、地目は田、面積は6,096㎡の使用賃貸借です。期間は14年で賃借人と賃借人は同一であり、これまで同農地において耕作しており、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号2番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地2筆、地目は田及び畑、面積は5,008㎡の賃貸借です。期間は13年で賃借料は10aあたり10,000円賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号3番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤の農地4筆、地目は田及び畑、面積は5,117㎡の賃貸借です。期間は13年で賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

33ページをご覧ください。

受付番号4番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤の農地2筆、地目は田、面積は8,472㎡の賃貸借です。期間は13年で、賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定（案）については以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

議長
(会長)

次に、議案第3号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の認定等についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
荒関

42ページをご覧ください。

議案第3号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、次のとおり承認を求める。令和7年4月10日提出
中泊町農業委員会会長

43ページをご覧ください。

令和7年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

1の農業委員会の現在の体制につきましては、任命が令和6年3月28日で任期満了日が令和9年3月27日となります。

2の農家・農地等の概要の総農家数、基幹的農業従事者数は農林業センサスに基づいて記載しております。

認定農業者は令和6年度末で326名、基本構造水準到達者は13名、認定新規就農者は4名、農業参入法人は18法人となっております。

44ページをご覧ください。

最適化活動の目標となっております。1.(1)①農地の集積の現状は令和6年度の集積面積は3,120ヘクタール、集積率は85%となっております。②目標は今年度の新規集積面積を5ヘクタールとしております。(2)遊休農地の解消につきましては、昨年度の農地パトロールで判明した1号遊休農地面積が1.5ヘクタールとなります。②目標の項目につきましては、令和6年度の目標を記入することとなっていることから0ヘクタールとしております。

45ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進①現状については、令和5年度は2経営体が新規となっております。

②目標面積は、過去3年度の権利移動面積の1割以上となっておりますので27.9ヘクタールとしております。

2.最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は1人当たりの活動日数を月13日を設定しております。(2)活動強化月間は7月、8月、9月の3回としております。(3)新規参入相談会は7月の1回を予定しており5名の参加者を見込んでおります。以上で令和7年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたしました。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(??)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。それでは、これもちまして、令和7年中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたしま

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月10日

農業委員会
会長 (松坂 龍美)
松坂 龍美 (松坂)
(瓜田 益子)

署名委員
瓜田 益子 (三上 孝)

署名委員
三上 孝 (三上)